

平成14年4月24日

## 第1回 公益法人有識者ヒアリング

### 説明資料

財団法人 公益法人協会  
理事長 太田 達男

(以下意見に関わる部分は個人の私見です)

## 公益法人制度の問題点と改革の方向性

### 1 . 問題の所在

- 1 ) 国家管理による問題点
- 2 ) 法的枠組み上の問題点
- 3 ) 行政補完組織として利用してきたことの問題点
- 4 ) 税制上の問題点
- 5 ) 公益法人側意識の問題点

### 2 . 改革の視点

1 ) いわゆる特殊法人改革など行政改革の延長線で考えてはならない。

- 数の上では圧倒的に本来の公益法人（純粹の民間団体）が多い
- 行政委託型等をもって公益法人全般を見てはならない
- 報道される不祥事は行政委託型等に多い

2) 21世紀市民社会において公益法人の果たすべき役割を積極的に評価し、支援することが出発点であるべき。

- 公益法人は行政でも営利法人でもその性格上できないボランティアによる

創造的  
先見的  
実験的  
機動的  
選択・集中的



自由闊達な公益活動を担当する第三のセクターである。

### 3. 制度改正のポイント

#### 1) 公益とは何か、理念を明確にすること

- 公益は社会益であること（官益とは異なり、時に短期的な国益とも異なる）
- 公益に国境はないこと（環境、難民、先端科学など）

#### 2) 国の関与のありかた

- 設立方式は準則主義により、運営は私的自治を尊重すること

#### 3) 公益法人の自立的運営を担保すること

（1896年制定の民法は現代にあるべき公益法人制度との乖離があまりにも大きい）

##### （1）あるべきガバナンスはどのように構築されるべきか

理事等各機関の権限配分

牽制（監督）機構の明確化

理事の義務と責任（フィデユシアリリスボンシビリテイ概念導入）

財団法人特有の問題 評議員会 / 基本財産の性格 / 有期限法人

ステークホルダーによる監視（代表訴訟・解任請求権・監査請求など）

##### （2）ディスクロージャーの徹底と国民がわかりやすい会計制度

(3) コンプライアンス (内部規定の充実、資産運用決定手順など)

#### 4) 新公益法人法制をどのように構築するのか

(1) 私法上の二つの選択肢

営利法人 / 中間法人 / 公益法人

営利法人 / 非営利法人

公益信託については  
参考資料1参照

(2) NPO / 公益信託 / 特別法による広義の公益法人との関連性と整合性

#### 5) 新公益法人制度において税制はいかにあるべきか

(1) 優遇税制ではなく支援税制

(2) 準則主義なら既存税制はゼロクリアーし、再構築

(3) 課税庁による裁量の余地が全くない明確な基準

(4) NPO / 公益信託と整合性のとれた公益税制

(参考)

公益法人協会の調査研究プロジェクト

「21世紀の公益法人と制度のありかたを探る」

- 新公益法人法制・税制の枠組みを研究・提言予定 -

プロジェクト期間 01年6月～02年11月

4月米国調査ミッション派遣

6月に中間報告発表予定

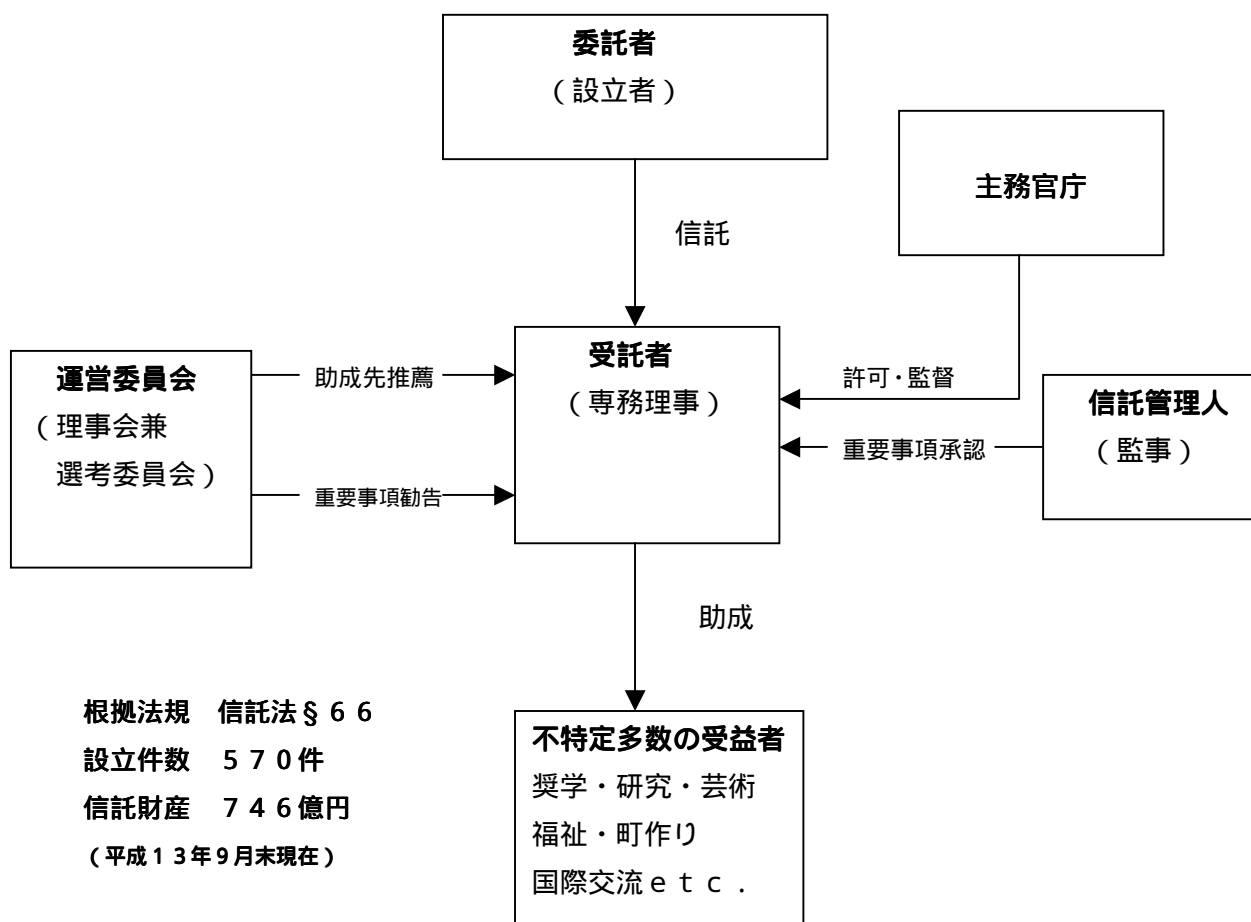
7月以降ワークショップ/シンポジウム

米国の現状は参考  
資料2参照

## ( 参考資料 1 )

### 公益信託とは

( ) 内は公益法人対比



## 2 . 公益信託も含めて抜本改革を検討する理由

- 1 ) 助成型財団法人と公益信託は「財産権」を主体として公益活動を行う点で社会的存在意義は同一である ( 英米では同一の扱い )
- 2 ) 超低金利下、財団の代替として活用範囲大 手軽、元本取り崩し可、事務費小
- 3 ) ガバナンスの仕組みも公益法人同様工夫が可能
- 4 ) 設立手続きは概ね公益法人の設立手続きのアナロジー ( 主務官庁の許可主義 )
- 5 ) 税制は財団法人より不利

## ( 参考資料 2 )

### 米国 “NONPROFIT\*” のガバナンス

\* わが国での財団・社団、NPO、特別法による広義の公益法人を含む広範な概念

#### 1 . NPOの統治基盤 ( NPOは誰のものか )

responsible for } general public  
accountable for } (一般市民)

#### 2 . 政府との関係

時に個別案件で対立する場合もあるが、全般的には成熟した協力関係。

立法・行政面での調整 公的資金による補助金・助成金 情報公開での協力関係

#### 3 . 法制と税制

##### 1 ) 州法

州法により設立 ( 準則主義 ) 定款認証のみ。

理事にはフィデュシアリデュウテイ ( 受託者責任 ) 。

義務違反は州法務長官が訴追。

( 一般市民による直接的な代表訴訟制度までではない )

##### 2 ) 連邦税法

一定の要件を機械的に満たせば、IRS ( 内国歳入庁 ) にファイル ( 登録 ) することにより免税 ( tax exempt ) 団体として優遇。 ( 要毎年更新 )  
違反があれば取消、懲罰的課税。

#### 4 . ガバナンスの機構

ボード ( 理事会 ) は意思決定と監督機能

理事長または専務理事 ( CEO ) およびそのスタッフは執行機能

( コーポレートガバナンスと類似 )

#### 5 . 透明性の確保

##### 1 ) IRS提出書類のディスクロージャー

IRSへの免税登録・更新書類はプライバシー保護部分を除き全面公開。

NPO 2 団体が上記資料 ( IRSより入手 ) をウェブ上で提供 ( PDF ) 。

( 登録関係ファイル 80 万件、更新関係ファイル 25 万件 )

データを加工し、各種分析資料 ( 財務分析・報酬比較など ) を公表。

##### 2 ) NPO評価機関 ( 数団体 )

専ら寄付者のためのマネージメント評価、評価対象 数百団体。